③　不要な文字は、抹消してください。
④　備考欄には、当該申請以外に構造方法等の認定又は特殊構造方法等認定を受けようとしている旨を記載する等所要の事項を記入してください。
⑤　この申請書の右上に手数料の額に相当する収入印紙（消印をしていないものに限る。）を貼り付けてください。

別記第五十号の十五様式（第十条の五の二十四関係）（Ａ４）

特殊構造方法等認定書

第　　号
年　月　日

申請者　　様

国土交通大臣　　印

下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第38条（同法第67条の２、第67条の４及び第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記の規定に適合するものと同等以上の効力があるものであることを認める。

記

１．認定番号
２．認定をした構造方法又は建築材料の名称
３．認定をした構造方法又は建築材料の内容

（注意）この認定書は、大切に保管しておいてください。

別記第五十号の十六様式（第十条の五の二十四関係）（Ａ４）

特殊構造方法等認定をしない旨の通知書

第　　号
年　月　日

申請者　　様

国土交通大臣　　印

１．申請年月日　　年　　月　　日
２．当該申請に係る構造方法又は建築材料の名称

上記による構造方法又は建築材料については、下記の理由により建築基準法第38条（同法第67条の２、第67条の４及び第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による認定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対して異議申立てをすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から１年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき異議申立てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は決定の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（理由）

別記第五十一号様式中「明・大・昭　　年　　月　　日生」を「明・大・昭・平　　年　　月　　日生」に改める。

別記第五十八号様式中「第77条の59第５号」を「第77条の59第６号」に改める。
別記第五十九号様式中「第77条の59第６号」を「第77条の59第７号」に改める。
別記第六十号様式の次に次の十様式を加える。

第六十号の二様式（第十条の十五の四関係）（Ａ４）

構造計算適合判定資格者登録申請書

［記入注意］　数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。

私は、構造計算適合判定資格者の登録を受けたいので、戸籍謄本（抄本）及び登記事項証明書を添え申請します。
私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

平成　　年　　月　　日　　氏名＿＿＿＿＿＿（署　名）

地方整備局長
北海道開発局長　　殿

氏名（ふりがな）		生年月日	明・大・昭・平　年　月　日生	性別	男□　女□
本籍					
現住所	〒				
勤務先の名称					
勤務先の所在地	〒				
略歴等					
検定	構造計算適合判定資格者検定に合格した時期	平成　　年			
	合格通知日付	平成　　年　　月　　日			
	合格通知番号	第　　号			

欠格条項

1	後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。	いる□　いない□
2	禁錮以上の刑に処せられたこと又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑＿＿＿＿＿＿ その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日	ある□　ない□ 年　月　日
3	構造計算適合判定資格者の登録の消除の処分を受けたことがありますか。 取り消されたことがあるときは、その年月日	ある□　ない□ 年　月　日
4	建築士法第10条第１項の規定により、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 取り消されたことがあるときは、その年月日	ある□　ない□ 年　月　日
5	公務員で懲戒免職の処分を受けたことがありますか。 処分を受けたことがあるときは、その年月日	ある□　ない□ 年　月　日
6	構造計算適合性判定の業務禁止処分を受け、その禁止の期間中に構造計算適合判定資格者の登録の消除の処分を受けたことはありますか。 業務禁止処分を受けたことがあるときは、その期間	ある□　ない□ 年　月　日から 年　月　日まで

※審査	登録手数料	経由庁	戸籍照合	登記照合	合格者名簿照合	欠格条項	副申審査	名簿登録	登記証発行	※経由庁記載欄 責任者（職氏名）印

※登録番号		※登録年月日	平成　年　月　日	※都道府県受付番号	

収入印紙貼付欄
（消印してはならない。）

（備考）　建築基準法施行規則第10条の15の３各号のいずれかに該当する者として登録を受けようとする場合には、略歴等欄に、当該各号のいずれかに該当する職歴等を具体的に記入すること。